

千葉市あんしんケアセンターにおける介護予防支援業務及び 介護予防ケアマネジメント業務の公正・中立性評価基準

1 趣旨

あんしんケアセンターにおける介護予防支援業務及び介護予防ケアマネジメント業務の公正・中立性の評価については、この評価基準に基づき、市が実施するものとする。

2 対象サービス種類

- (1) 訪問介護相当サービス・生活援助型訪問サービス
- (2) 通所介護相当サービス・ミニデイ型通所サービス・介護予防通所リハビリテーション

3 評価方法

(1) 時点評価

＜時点評価については、平成20年度以降、毎年度1回実施するものとする＞

各年度で、各あんしんケアセンターが特定月に作成した介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントにかかる計画(以下、介護予防ケアプランという。)のうち、上記2に掲げる各サービスが位置づけられているものに関し、最も利用の多い特定の事業者(法人)が提供するサービスへの集中状況を評価する。

具体的には、以下の計算方法(分数割り算)により特定の事業者(法人)の占有率A[〃]を算定し、下記の判定基準数値を超過しているあんしんケアセンターを抽出する。

なお、時点評価を行う特定月については、あんしんケアセンター等運営部会の開催時期を考慮し決定するものとする。

特定月に作成され、A社が提供するサービス(上記2の
グループごと)が位置づけられた介護予防ケアプランの件数
特定月に作成され、サービス(上記2のグループごと)
が位置づけられた介護予防ケアプランの作成件数

=A

判定基準数値

$\leq 50\% \rightarrow$ 問題なし
 $> 50\% \rightarrow$ 問題ありと推定

偏りを判定する基準値は「50%」と設定する。

なお、千葉市をサービス提供地域にしている事業者は多数存在し、選択肢に不足があると言い難いことから、当該基準値に特例は設けない。

上記により、判定基準数値を超過したあんしんケアセンターに対し、そのような状況になった理由について、ヒアリングを実施する。

(2) 期間評価

＜期間評価については、平成20年度以降、毎年実施するものとする＞

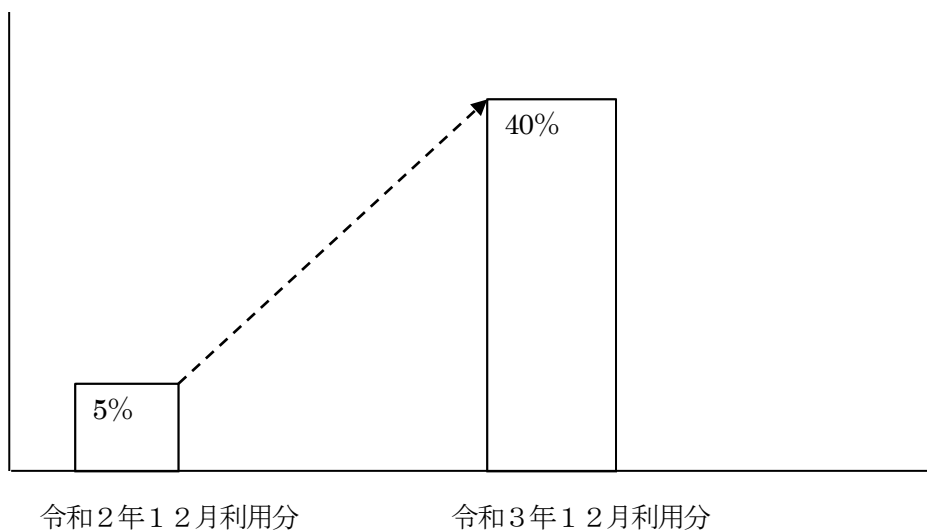
上記3の時点評価（特定月）の占有率A'が ①30%を超えており、かつ、②特定月の前年同月の占有率と比較して占有率Aが30ポイント以上増加している（＝特定の事業者への集中化が進んでいる） あんしんケアセンターに対し、そのような状況になった理由について、ヒアリングを実施する。

ヒアリング実施対象となる例

(例)

①当該年度の占有率 $= 40\% > 30\%$

②対前年度同月比占有率A'の増加 $= 40\% - 5\% = 35 \text{ ポイント} \geq 30 \text{ ポイント}$



4 問題ありと認められたあんしんケアセンターに対する指導

ヒアリングの結果、正当な理由（※）がなく、問題があると認められるあんしんケアセンターについては、判定基準数値以下とする目標時期を明示した是正計画を提出させるなど、指導を行うものとする。

（※）正当な理由

- ① 複数のサービス事業者を紹介し、かつサービスの質が高いことなどにより利用者が強く希望した場合
- ② 当該圏域に5事業所未満である場合などサービス事業者が少数である場合
- ③ その他正当な理由がある場合

例：適切なアセスメントの結果、作成した介護予防プランに位置づけられたサービスを提供する事業者が限定された場合

5 あんしんケアセンター等運営部会

上記4によりあんしんケアセンターを指導した結果について、市はあんしんケアセンター等運営部会に報告するものとする。

6 判定基準数値の見直し

【資料 2－2】

上記 3 及び 4 に掲げる判定基準数値については、あんしんケアセンターにおける介護予防支援業務・介護予防ケアマネジメント業務の実態に応じ見直しを行うものとする。